

## 高圧ガス設備試験適用範囲外の設備（伸縮継手、ローディングアーム等）に対する 検査

### ■ 検査の概要

この検査は、伸縮継手、ローディングアーム等、高圧ガス設備試験の適用範囲外の高圧ガス設備に対して都道府県行政機関等の了承のもと、依頼者が指定する検査（例えば、一般則第 6 条第 1 項第 11 号から第 13 号等に係る耐圧試験、気密試験、強度の確認）を行います。

一般則第 6 条第 1 項第 11 号から第 13 号等に係る試験を行った委託検査合格品は、変更の工事の際に処理量の変更を伴わない場合は、通達に基づき、法第 14 条の軽微な変更の工事として取扱われ、都道府県知事等の許可を受けることを要しないことになります。

例えば、製造のための設備の変更の工事において、往復式圧縮機の複数あるピストン室の一部を取替る場合（例えば 3 段圧縮のピストン室の 2 段のみを取替る場合）、一般則第 6 条第 1 項第 11 号から第 13 号等に係る試験を行いこれに合格した場合、軽微な変更の工事として取扱われます。

通達：「高圧ガス保安法第 14 条第 1 項及び第 4 項、第 19 条第 1 項及び第 4 項並びに第 24 条の 4 第 1 項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて」（平成 30 年 3 月 30 日付け 20180323 保局第 13 号）

### ■ 検査の内容

検査は、依頼者が指定する基準及び委託検査マニュアルに従って、書類の確認、試験の立会等を行います。